

3産労商地第861号  
令和3年8月17日

東京都商店街振興組合連合会  
理事長 桑島 俊彦様

東京都知事 小池 百合子  
(公印省略)

### 商店街における屋外照明の夜間消灯に係るご協力のお願いについて

日頃より東京都の商店街振興施策にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

このたび、国において現在発出されている緊急事態宣言を令和3年9月12日まで延長することが決定されました。

都内では爆発的に新規陽性者数、重症患者数が増加しており、専門家からは繁華街滞留人口は減少しているものの、感染拡大を抑えていくためにはさらに滞留人口を減少させていく必要があると指摘されています。緊急事態宣言の期間において感染拡大を防止するためには、基本的な感染防止対策に加え、混雑した場所等への外出を半減することが必要となります。これまで令和3年4月23日付3産労商地第246号、同年5月7日付3産労商地第328号、同年5月31日付3産労商地第472号、同年6月18日付3産労商地第560号、同年7月8日付3産労商地第662号及び同年7月30日付3産労商地第805号により以下の取組へのご協力を依頼しております。引き続きのご協力について重ねて加盟の商店街の皆様にご周知いただけますようお願いいたします。

### 記

#### 1 期間

令和3年4月25日(日)～9月12日(日)20時以降

#### 2 依頼内容

- ・商店街が保有するアーチなどの屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯
- ・会員店舗が保有する看板などの屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯

なお、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底し、引き続き適切な感染症対応を講じていただけますようお願いいたします。

(連絡先)

東京都産業労働局 商工部

地域産業振興課 商店街支援担当 立川

電 話 (ダイヤルイン) 03 (5320) 4756